



75歳以上からの 後期高齢者医療制度

75歳（一定の障がいがある人は65歳）以上の人が加入する健康保険が「後期高齢者医療制度」です。31年度の後期高齢者医療保険料の変更点とさまざまな給付制度についてお知らせします。☎1003614

31年度の保険料が一部変わります

同制度の1年間の「保険料」は、個人ごとに決まります。保険料は、右の図のとおり、被保険者が定額の料金を負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

【保険料の計算方法】

$$\text{年間保険料} = \text{均等割額 (年額)} + \text{所得割額} \\ = 3万8000円 + \text{前年度の所得} \times \text{所得割率 (7.36\%)}$$

保険料のうち、均等割額について、「9割軽減 (=1割負担)」の適用を受けている人※の納付額が表1のとおり変わります。

表1 均等割額 (年額)

30年度年額	31年度年額
3800円	7600円 (内訳: 4~9月分1900円+10~3月分5700円)

31年度分は、9割軽減される4~9月分と、7割軽減される10月~3月分の合計額になります



10月から介護保険料の軽減拡充と年金生活者支援給付金の支給が始まることから、額の見直しをしました

※世帯（世帯主と被保険者）の総所得金額が基礎控除額（33万円）を超えない世帯のうち、被保険者全員の各種所得が0円の世帯（公的年金控除額は80万円として計算）

【軽減割合の変更イメージ図：9割軽減の適用を受けている人】



【納付額例：夫婦2人世帯で2人とも80万円以下の年金収入のみの場合】

保険料の対象	30年度	31年度
夫	3800円	7600円
妻	3800円	7600円
世帯合計	7600円	1万5200円

いろいろな給付があります

▶介護サービス費との合計が高額になった

平成29年8月から30年7月までに支払った医療費と介護サービス費の自己負担額※の合計額が、下記の表2の限度額を500円超えた場合、超えた分を高額介護合算療養費として払い戻します。支給対象の人には、4月上旬頃に申請書類を送付しますので忘れずに申請してください。

※自己負担額には、入院時の食事代や保険適用外の医療費などは含まれません。また、高額療養費や高額介護（予防）サービス費が支給された場合は、その額を差し引いた額になります

表2 高額介護合算療養費の限度額 (年額)

所得区分	後期高齢者医療 + 介護保険の限度額
低所得者Ⅰ (世帯全員の所得が0円の人)	19万円
低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯で低所得者Ⅰ以外の人)	31万円
一般 (住民税課税世帯で医療費の負担割合が1割の人)	56万円
現役並み所得者 (医療費の負担割合が3割の人)	67万円

▶医療費が高額になった

1カ月の医療費の合計額が自己負担限度額を超える場合、超えた分を高額療養費として払い戻します。初めて後期高齢者医療制度で高額療養費に該当した場合、診療月の約3カ月後に高額療養費支給申請書を送付します。一度申請書を提出すると、次回からは自動的に指定の口座に振り込みをします。1カ月の医療費の自己負担限度額などの詳しい内容については、健康保険課高齢者医療係へお問い合わせください。

▶被保険者が亡くなった

葬祭を行った人へ葬祭費として3万円を支給します。

▶緊急的に移送された

医師の指示により、緊急的にやむを得ず入院・転院などが必要になり、移送に費用がかかったときは、移送費が支給される場合があります。

▶後から払い戻す医療費

次のような場合、医療費はいったん全額自己負担になりますが、申請後、自己負担分を除いた額が療養費として支給されます。

- やむを得ない理由で、保険証を持たずに医療機関を受診した
- 医師が必要と認めたコルセットなどの補装具を作った
- 医師が必要と認めたはり・きゅう、マッサージや柔道整復*を受けた
- 海外渡航中に治療を受けた（治療目的の渡航は除くなど条件あり）

★柔道整復：整骨院や接骨院で受ける骨や関節、筋肉のけがの治療などを目的とした施術のこと

ワンポイント 交通事故などに遭ったときは

交通事故など第三者によりけがなどをした場合、後期高齢者医療で診療を受けるには届け出が必要です。示談の前に必ず健康保険課にご相談ください。

問い合わせ・健康保険課 (市役所別館1階) ☎613-8439
手続き先 ☎kenkohoken@city.morioka.iwate.jp

都南総合支所福祉係 (津志田14) ☎639-9058
玉山総合事務所健康福祉課 (波民字泉田) ☎683-3869

「殺処分ゼロ」で 人も動物も幸せに



市保健所は、保護した犬や猫をできるだけ殺処分せず、新しい飼い主へ譲り渡す取り組みを進めてきました。その結果、平成23年度から犬の殺処分はゼロ、29年度からは猫の殺処分がゼロになりました*。これからも盛岡市が「い

のち」を尊重する優しいまちであり続けるために、私たちにできることは何か、一緒に考えてみませんか。
※重い病気やけが、凶暴な性格などで飼いが続けられない動物を除く
☎市保健所生活衛生課 ☎603-8311



行き場のない猫たちを「ゼロ」にするために

市には、年間約20頭の犬と約100頭の猫が保護されています。特に、飼い主が分からない猫が多く保護されているため、「殺処分ゼロ」の継続には、次の2つの取り組みの両方が必要です。

市は、市民や動物愛護団体と共同で取り組みを進めています

1 保護される猫の数を減らす「地域ねこ活動」

飼い主がいらない猫（いわゆる野良猫）をかわいそうに思う人も少なくないでしょう。でも、そう思っただけでエサを与えると、周辺に居ついて繁殖し、野良猫がますます増える悪循環に。そうならないよう、雌猫は不妊手術をし、地域の中で住民が適切に世話をすることを「地域ねこ活動」といいます。市は、22年度からこの活動の支援事業を開始し、これまでに76の町内会で雌猫249頭の不妊手術が行われました。1頭の雌猫が1回に6頭の子猫を生むとすると、少なくとも1494頭の子猫が野良猫にならずに済んだ計算になります。猫の数が減ることでふん・尿などでのトラブルが減った地域もあり、また、交通事故で亡くなる猫の数も年々減少しています。

主な活動内容

●猫を増やさない
一時的に猫を保護し、不妊手術をします

●環境をきれいに
餌は、時間と場所を決めて必要な分だけ与えます。食べ終わったら容器を片付け、周りを掃除します



地域の皆さんで取り組みましょう

●ふん・尿被害を減らす
猫にとって安全な場所に快適なトイレを作ることによって、他の場所でのふん・尿被害を減らします



●新しい飼い主探し
地域の猫が野良猫を卒業し、飼い猫になるよう、飼い主を探します

不妊手術費用とワクチン接種費用の助成

住民ボランティアのグループで申請*し、同活動の認定地域になれば、認定後の不妊手術費用を雌猫1頭当たり1万円まで、譲渡の際のワクチン接種費用を1頭当たり1500円まで助成します。31年度分は4月1日から申請を受け付けます。
※事前に町内会の承認が必要です

あなたの地域でも始めませんか？

これからもそれぞれの地域で、今いる猫の命を大切にしながら、不幸な命を増やさない活動を続けていく必要があります。野良猫が気になる地域の方はご相談ください。

2 保護した猫の命をつなぐ「ニャンとも幸せプロジェクト」

現在、市には動物を養育する施設がなく、保護された猫を長期間預かることはできません。そこで、29年度から動物愛護団体と共同で、猫の新しい飼い主が決まるまでの間、市民ボランティアの自宅で猫を預かってもらう「ニャンとも幸せプロジェクト」を始めました。一般の家庭で飼ってもらうことで、警戒心が強かった猫が早く人になれたり、衰弱していた猫が元気になったりしています。以前は譲渡することが難しかった猫も新しい飼い主を見つけることができるようになりました。ここ数年、多頭飼育崩壊*により、一度に20頭以上の猫を保護しなければならないケースが複数ありましたが、愛護団体や預かりボランティアの協力により、殺処分することなく譲渡し、命をつなぐことができました。

※不妊手術を行わずに飼っていたため、世話ができないほど猫の数が増えてしまい、飼い主の生活が破綻してしまうこと。はじめは、1~2頭だった猫が繁殖を繰り返し、1年で30頭以上になった事例も報告されています

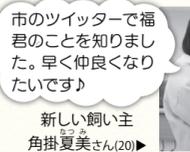
interview ~市民預かりボランティアの声~



館向真紀さん(42)&博基さん(42) &預かり猫の福君

知人から、保護される猫の悲しい現状を聞き、私たちが何か力になりたいと昨年5月から始めました。ケージやご飯、トイレなど猫に必要なものは市や愛護団体から支給されるので負担は少ないですし、いろいろな猫と暮らす体験ができてむしろ楽しい気持ちの方が大きいですね。微力ですが、命をつなぐ手助けができることにやりがいを感じています。

report ~猫の福君が新しい家族の元へ~



新しい飼い主 角掛美美さん(20)

昨年11月、川目8地割付近で保護された福君。3カ月ほど館向さんの家で暮らしていましたが、新しい飼い主が見つかりました！

一時預かりボランティア募集中

保護される猫の数に対して、現在のボランティア数では対応が追いつかない状況です。市や愛護団体が活動をサポートしますので、あなたも命をつなぐリレーに参加してみませんか。